

日本標準職業分類 大分類定義（部会修正案及び当初案）

部会修正案	当初案	
<p>A 管理的職業従事者</p> <p>事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。</p> <p>ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>（1） 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判所審判長は大分類〔B 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。</p> <p>（2） 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F 保安職業従事者〕に分類される。</p> <p>B 専門的・技術的職業従事者</p> <p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。</p> <p>C 事務従事者</p> <p>一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。</p>	<p>A 管理的職業従事者</p> <p>事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。</p> <p>ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p><u>（1） 経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</u></p> <p>（2） 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判所審判長は大分類〔B 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。</p> <p>（3） 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F 保安職業従事者〕に分類される。</p> <p>B 専門的・技術的職業従事者</p> <p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。</p> <p>C 事務従事者</p> <p>一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。</p>	

日本標準職業分類 大分類定義（部会修正案及び当初案）

部会修正案	当初案
<p><u>ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものはこの大分類には分類されず、大分類〔A 管理的職業従事者〕等に分類される。</u></p> <p>D 販売従事者</p> <p>有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>ただし、販売に伴う接客サービスに従事するものは大分類〔E サービス職業従事者〕に分類される。</u></p> <p>E サービス職業従事者</p> <p>個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。</p> <p>F 保安職業従事者</p> <p>国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>G 農林漁業従事者</p> <p>農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p>	<p><u>ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは大分類〔A 管理的職業従事者〕に分類される。</u></p> <p>D 販売従事者</p> <p>有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>ただし、販売に伴う接客サービスに従事するものは大分類〔E サービス職業従事者〕に分類される。専ら事業の経営及び管理的な仕事に従事するものは大分類〔A 管理的職業従事者〕に分類される。</u></p> <p>E サービス職業従事者</p> <p>個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。</p> <p>F 保安職業従事者</p> <p>国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>G 農林漁業作業者</p> <p>農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p>

日本標準職業分類 大分類定義（部会修正案及び当初案）

部会修正案	当初案	
<p>H 生産工程従事者</p> <p>生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>I 輸送・機械運転従事者</p> <p>機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械（生産工程にあるものを除く）及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。</p> <p>J 建設・採掘従事者</p> <p>建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。</p> <p>K 運搬・清掃・包装等従事者</p> <p>主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。</p> <p>L 分類不能の職業</p> <p>いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合、又は記入不詳で分類しえないものである。</p>	<p>H 生産工程作業者</p> <p>生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>I 輸送・定置・建設機械運転従事者</p> <p>機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。</p> <p>J 建設・採掘作業者</p> <p>建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。</p> <p>K 労務作業者</p> <p>運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。</p> <p>L 分類不能の職業</p> <p>いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合、又は記入不詳で分類しえないものである。</p>	